

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成二十年四月七日

広島県収用委員会

一 送達を受けるべき者

高木洋三 広島市西区横川三丁目七^ノ八―三〇六号

仲岡良己 三原市沼田東町釜山一八二三番地

仲岡ユキエ 竹原市竹原町二五〇七番地一

武内一行 愛媛県今治市宅間甲一九三五番地

竹本春子 呉市吉浦東本町二丁目一―番二五号

埴直美 広島市中区国泰寺町二丁目一番二―一六〇二号

峠秀夫 広島市南区宇品御幸二丁目九番六号

嶋田清子 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満一三七三番地一二

吉沢美智子 RUA JOSE BERNARDO, 335 LONDRINA PARANA, BLASIL

谷本会理江 大阪府高槻市東五百住町三丁目七番一五号

平田幸夫 兵庫県三木市別所町朝日ヶ丘二二番地の三事業団住宅一号棟二〇六号

二 送達すべき書類の名称

県道三原竹原線改築工事（広島県三原市小泉町地内）に係る土地収用事件の裁決書正本

三 土地等の表示

所在地	地番	地目		地積		裁決手続を開始する土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
三原市小泉町字窟堂山	二五二番三	山林	保安林	一一	一一・〇六	一一・〇六
三原市小泉町字窟堂山	二五一番四	山林	保安林	四五二五	四五二五・九六	四五二五・九六
三原市小泉町字耳津山	二五四番二〇	保安林	保安林	二二八	二二八・二〇	二二八・二〇

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木局総務管理部土木総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、平成二十年四月二十一日をもって、その書類の送達があったものとみなされます。